【平成10年11月24日 省令第140号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　同条第一項第十号の二に掲げるもの

へ　証券取引法第二条に規定する定義に関する省令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義省令」という。）第一条に規定するもの

ト　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

チ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

リ　同条第一項第十号の三に掲げるものであって、前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

六の三　カバードワラント　法第二条第一項第十号の二に掲げるものをいう。

六の四　預託証券　第一号リに掲げるものをいう。

六の五　コマーシャル・ペーパー　第一号ヘ又はトに掲げるものをいう。

六の六　外国譲渡性預金証書　第一号チに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

九の三　オプション　法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十三条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、大蔵大臣がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の二において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第一項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はヘに掲げる有価証券の発行者及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、ト又はチに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ホ又はリに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の三　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第十条第一項本文に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十四の三　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十五　議決権　財務諸表等規則第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第四項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　次に掲げる者をいう。

イ　提出会社の親会社

ロ　提出会社の子会社

ハ　提出会社と同一の親会社をもつ会社

ニ　提出会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社

ホ　提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社

ヘ　提出会社の主要株主（法第百六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）及びその近親者

ト　提出会社の役員（法第五条第一項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。）及びその近親者

チ　ヘ又はトに掲げる者が議決権の過半数を実質的に所有している会社及び当該会社の子会社

リ　その他提出会社が出資、人事、資金、技術、取引等（以下この号において「出資等」という。）の関係を通じて他の者の財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えている場合又は提出会社が出資等の関係を通じて他の者に財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配されているか若しくはそれについて重要な影響を受けている場合における当該他の者

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条第一項に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式（発行済優先出資を含む。以下同じ。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

（改正前）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの

（ホ　新設）

ホ　証券取引法第二条に規定する定義に関する省令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義省令」という。）第一条に規定するもの

へ　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ト　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

（リ　新設）

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

（六の三、六の四　新設）

六の三　コマーシャル・ペーパー　第一号ホ又はへに掲げるものをいう。

六の四　外国譲渡性預金証書　第一号トに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

（九の三　新設）

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十三条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、大蔵大臣がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の二において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第一項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はホに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、へ又はトに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の三　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第十条第一項本文に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十四の三　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十五　議決権　財務諸表等規則第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第四項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　次に掲げる者をいう。

イ　提出会社の親会社

ロ　提出会社の子会社

ハ　提出会社と同一の親会社をもつ会社

ニ　提出会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社

ホ　提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社

ヘ　提出会社の主要株主（法第百六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）及びその近親者

ト　提出会社の役員（法第五条第一項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。）及びその近親者

チ　ヘ又はトに掲げる者が議決権の過半数を実質的に所有している会社及び当該会社の子会社

リ　その他提出会社が出資、人事、資金、技術、取引等（以下この号において「出資等」という。）の関係を通じて他の者の財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えている場合又は提出会社が出資等の関係を通じて他の者に財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配されているか若しくはそれについて重要な影響を受けている場合における当該他の者

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条第一項に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式（発行済優先出資を含む。以下同じ。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

【平成10年6月18日 省令第97号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　証券取引法第二条に規定する定義に関する省令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義省令」という。）第一条に規定するもの

へ　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ト　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

六の三　コマーシャル・ペーパー　第一号ホ又はへに掲げるものをいう。

六の四　外国譲渡性預金証書　第一号トに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十三条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、大蔵大臣がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の二において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第一項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はホに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、へ又はトに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の三　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第十条第一項本文に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十四の三　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十五　議決権　財務諸表等規則第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第四項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　次に掲げる者をいう。

イ　提出会社の親会社

ロ　提出会社の子会社

ハ　提出会社と同一の親会社をもつ会社

ニ　提出会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社

ホ　提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社

ヘ　提出会社の主要株主（法第百六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）及びその近親者

ト　提出会社の役員（法第五条第一項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。）及びその近親者

チ　ヘ又はトに掲げる者が議決権の過半数を実質的に所有している会社及び当該会社の子会社

リ　その他提出会社が出資、人事、資金、技術、取引等（以下この号において「出資等」という。）の関係を通じて他の者の財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えている場合又は提出会社が出資等の関係を通じて他の者に財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配されているか若しくはそれについて重要な影響を受けている場合における当該他の者

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により　財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条第一項に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式（発行済優先出資を含む。以下同じ。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

（改正前）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　証券取引法第二条に規定する定義に関する省令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義省令」という。）第一条に規定するもの

へ　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ト　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

六の三　コマーシャル・ペーパー　第一号ホ又はへに掲げるものをいう。

六の四　外国譲渡性預金証書　第一号トに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十三条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、大蔵大臣がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の二において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第一項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はホに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、へ又はトに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の三　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第十条第一項本文に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十四の三　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十五　議決権　財務諸表等規則第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第四項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　次に掲げる者をいう。

イ　提出会社の親会社

ロ　提出会社の子会社

ハ　提出会社と同一の親会社をもつ会社

ニ　提出会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社

ホ　提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社

ヘ　提出会社の主要株主（法第百六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）及びその近親者

ト　提出会社の役員（法第五条第一項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。）及びその近親者

チ　ヘ又はトに掲げる者が議決権の過半数を実質的に所有している会社及び当該会社の子会社

リ　その他提出会社が出資、人事、資金、技術、取引等（以下この号において「出資等」という。）の関係を通じて他の者の財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えている場合又は提出会社が出資等の関係を通じて他の者に財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配されているか若しくはそれについて重要な影響を受けている場合における当該他の者

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により大蔵大臣、財務局長又は福岡財務支局長（以下「大蔵大臣等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式（発行済優先出資を含む。以下同じ。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

【平成10年3月30日 省令第37号】 （改正なし）

【平成10年3月19日 省令第28号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　証券取引法第二条に規定する定義に関する省令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義省令」という。）第一条に規定するもの

へ　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ト　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

六の三　コマーシャル・ペーパー　第一号ホ又はへに掲げるものをいう。

六の四　外国譲渡性預金証書　第一号トに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十三条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、大蔵大臣がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の二において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第一項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はホに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、へ又はトに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の三　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第十条第一項本文に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十四の三　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十五　議決権　財務諸表等規則第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第四項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　次に掲げる者をいう。

イ　提出会社の親会社

ロ　提出会社の子会社

ハ　提出会社と同一の親会社をもつ会社

ニ　提出会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社

ホ　提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社

ヘ　提出会社の主要株主（法第百六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）及びその近親者

ト　提出会社の役員（法第五条第一項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。）及びその近親者

チ　ヘ又はトに掲げる者が議決権の過半数を実質的に所有している会社及び当該会社の子会社

リ　その他提出会社が出資、人事、資金、技術、取引等（以下この号において「出資等」という。）の関係を通じて他の者の財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えている場合又は提出会社が出資等の関係を通じて他の者に財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配されているか若しくはそれについて重要な影響を受けている場合における当該他の者

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により大蔵大臣、財務局長又は福岡財務支局長（以下「大蔵大臣等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式（発行済優先出資を含む。以下同じ。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

（改正前）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　証券取引法第二条に規定する定義に関する省令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義省令」という。）第一条に規定するもの

へ　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ト　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

六の三　コマーシャル・ペーパー　第一号ホ又はへに掲げるものをいう。

六の四　外国譲渡性預金証書　第一号トに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十三条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、大蔵大臣がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の二において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第一項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はホに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、へ又はトに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の三　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第十条第一項本文に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十四の三　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十五　議決権　財務諸表等規則第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第四項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　次に掲げる者をいう。

イ　提出会社の親会社

ロ　提出会社の子会社

ハ　提出会社と同一の親会社をもつ会社

ニ　提出会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社

ホ　提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社

ヘ　提出会社の主要株主（法第百六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）及びその近親者

ト　提出会社の役員（法第五条第一項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。）及びその近親者

チ　ヘ又はトに掲げる者が議決権の過半数を実質的に所有している会社及び当該会社の子会社

リ　その他提出会社が出資、人事、資金、技術、取引等（以下この号において「出資等」という。）の関係を通じて他の者の財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えている場合又は提出会社が出資等の関係を通じて他の者に財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配されているか若しくはそれについて重要な影響を受けている場合における当該他の者

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により大蔵大臣、財務局長又は福岡財務支局長（以下「大蔵大臣等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式（発行済優先出資を含む。以下同じ。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

【平成10年2月20日 省令第8号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　証券取引法第二条に規定する定義に関する省令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義省令」という。）第一条に規定するもの

へ　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ト　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

六の三　コマーシャル・ペーパー　第一号ホ又はへに掲げるものをいう。

六の四　外国譲渡性預金証書　第一号トに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十三条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、大蔵大臣がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の二において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第一項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はホに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、へ又はトに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の三　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第十条第一項本文に規定する持分法をいう。

二十四の二　事業の種類別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する区分をいう。

二十四の三　所在地別セグメント　連結財務諸表規則第十五条の二第二項に規定する区分をいう。

二十五　議決権　財務諸表等規則第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第四項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　次に掲げる者をいう。

イ　提出会社の親会社

ロ　提出会社の子会社

ハ　提出会社と同一の親会社をもつ会社

ニ　提出会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社

ホ　提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社

ヘ　提出会社の主要株主（法第百六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）及びその近親者

ト　提出会社の役員（法第五条第一項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。）及びその近親者

チ　ヘ又はトに掲げる者が議決権の過半数を実質的に所有している会社及び当該会社の子会社

リ　その他提出会社が出資、人事、資金、技術、取引等（以下この号において「出資等」という。）の関係を通じて他の者の財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えている場合又は提出会社が出資等の関係を通じて他の者に財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配されているか若しくはそれについて重要な影響を受けている場合における当該他の者

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により大蔵大臣、財務局長又は福岡財務支局長（以下「大蔵大臣等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式（発行済優先出資を含む。以下同じ。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

（改正前）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　証券取引法第二条に規定する定義に関する省令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義省令」という。）第一条に規定するもの

へ　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ト　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

六の三　コマーシャル・ペーパー　第一号ホ又はへに掲げるものをいう。

六の四　外国譲渡性預金証書　第一号トに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十三条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、大蔵大臣がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の二において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第一項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はホに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、へ又はトに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の三　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第十条第一項本文に規定する持分法をいう。

（二十四の二、二十四の三　新設）

二十五　議決権　財務諸表等規則第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第四項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　次に掲げる者をいう。

イ　提出会社の親会社

ロ　提出会社の子会社

ハ　提出会社と同一の親会社をもつ会社

ニ　提出会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社

ホ　提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社

ヘ　提出会社の主要株主（法第百六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）及びその近親者

ト　提出会社の役員（法第五条第一項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。）及びその近親者

チ　ヘ又はトに掲げる者が議決権の過半数を実質的に所有している会社及び当該会社の子会社

リ　その他提出会社が出資、人事、資金、技術、取引等（以下この号において「出資等」という。）の関係を通じて他の者の財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えている場合又は提出会社が出資等の関係を通じて他の者に財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配されているか若しくはそれについて重要な影響を受けている場合における当該他の者

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により大蔵大臣、財務局長又は福岡財務支局長（以下「大蔵大臣等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式（発行済優先出資を含む。以下同じ。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

【平成9年9月1日 省令第69号】 （改正なし）

【平成9年5月30日 省令第47号】 （改正なし）

【平成8年7月3日 省令第40号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　証券取引法第二条に規定する定義に関する省令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義省令」という。）第一条に規定するもの

へ　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ト　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

六の三　コマーシャル・ペーパー　第一号ホ又はへに掲げるものをいう。

六の四　外国譲渡性預金証書　第一号トに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十三条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、大蔵大臣がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の二において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第一項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はホに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、へ又はトに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の三　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第十条第一項本文に規定する持分法をいう。

二十五　議決権　財務諸表等規則第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第四項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　次に掲げる者をいう。

イ　提出会社の親会社

ロ　提出会社の子会社

ハ　提出会社と同一の親会社をもつ会社

ニ　提出会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社

ホ　提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社

ヘ　提出会社の主要株主（法第百六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）及びその近親者

ト　提出会社の役員（法第五条第一項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。）及びその近親者

チ　ヘ又はトに掲げる者が議決権の過半数を実質的に所有している会社及び当該会社の子会社

リ　その他提出会社が出資、人事、資金、技術、取引等（以下この号において「出資等」という。）の関係を通じて他の者の財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えている場合又は提出会社が出資等の関係を通じて他の者に財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配されているか若しくはそれについて重要な影響を受けている場合における当該他の者

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により大蔵大臣、財務局長又は福岡財務支局長（以下「大蔵大臣等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

（二十九の二～二十九の四　削除）

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式（発行済優先出資を含む。以下同じ。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

（改正前）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　証券取引法第二条に規定する定義に関する省令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義省令」という。）第一条に規定するもの

へ　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ト　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

六の三　コマーシャル・ペーパー　第一号ホ又はへに掲げるものをいう。

六の四　外国譲渡性預金証書　第一号トに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十三条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、大蔵大臣がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の二において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第一項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はホに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、へ又はトに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の三　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第十条第一項本文に規定する持分法をいう。

二十五　議決権　財務諸表等規則第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第四項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　次に掲げる者をいう。

イ　提出会社の親会社

ロ　提出会社の子会社

ハ　提出会社と同一の親会社をもつ会社

ニ　提出会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社

ホ　提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社

ヘ　提出会社の主要株主（法第百六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）及びその近親者

ト　提出会社の役員（法第五条第一項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。）及びその近親者

チ　ヘ又はトに掲げる者が議決権の過半数を実質的に所有している会社及び当該会社の子会社

リ　その他提出会社が出資、人事、資金、技術、取引等（以下この号において「出資等」という。）の関係を通じて他の者の財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えている場合又は提出会社が出資等の関係を通じて他の者に財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配されているか若しくはそれについて重要な影響を受けている場合における当該他の者

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により大蔵大臣、財務局長又は福岡財務支局長（以下「大蔵大臣等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

二十九の二　先物取引　次に掲げる取引をいう。

イ　法第二条第十三項に規定する有価証券先物取引及び同条第十四項に規定する有価証券指数等先物取引をいい、外国有価証券市場（同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。以下同じ。）における類似の取引を含む。

ロ　金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第四項第一号及び第二号に規定する金融先物取引をいい、海外金融先物市場（同条第七項に規定する海外金融先物市場をいう。以下同じ。）における類似の取引を含む。

ハ　商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第六項第一号から第三号までに規定する先物取引をいい、同条第七項に規定する商品市場に相当する外国の市場（以下「外国商品市場」という。）における類似の取引を含む。

二十九の三　オプション取引　次に掲げる取引をいう。

イ　法第二条第十五項に規定する有価証券オプション取引をいい、外国有価証券市場における類似の取引を含む。

ロ　金融先物取引法第二条第四項第三号に規定する金融先物取引をいい、海外金融先物市場における類似の取引を含む。

ハ　商品取引所法第二条第六項第四号及び同条第八項第一号ホに規定する取引をいい、外国商品市場における類似の取引を含む。

二十九の四　オプション等　前号イ、ロ及びハに規定するオプション取引の対象となる権利をいう。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式（発行済優先出資を含む。以下同じ。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

【平成8年4月18日 省令第28号】 （改正なし）

【平成8年2月29日 省令第6号】 （改正なし）

【平成7年12月22日 省令第88号】 （改正なし）

【平成7年9月11日 省令第56号】 （改正なし）

【平成7年7月11日 省令第50号】 （改正なし）

【平成7年6月19日 省令第42号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　証券取引法第二条に規定する定義に関する省令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義省令」という。）第一条に規定するもの

へ　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ト　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

六の三　コマーシャル・ペーパー　第一号ホ又はへに掲げるものをいう。

六の四　外国譲渡性預金証書　第一号トに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十三条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十三の二　指定格付機関　格付機関のうち、大蔵大臣がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の二において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第一項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はホに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、へ又はトに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の三　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第十条第一項本文に規定する持分法をいう。

二十五　議決権　財務諸表等規則第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第四項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　次に掲げる者をいう。

イ　提出会社の親会社

ロ　提出会社の子会社

ハ　提出会社と同一の親会社をもつ会社

ニ　提出会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社

ホ　提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社

ヘ　提出会社の主要株主（法第百六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）及びその近親者

ト　提出会社の役員（法第五条第一項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。）及びその近親者

チ　ヘ又はトに掲げる者が議決権の過半数を実質的に所有している会社及び当該会社の子会社

リ　その他提出会社が出資、人事、資金、技術、取引等（以下この号において「出資等」という。）の関係を通じて他の者の財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えている場合又は提出会社が出資等の関係を通じて他の者に財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配されているか若しくはそれについて重要な影響を受けている場合における当該他の者

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により大蔵大臣、財務局長又は福岡財務支局長（以下「大蔵大臣等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

二十九の二　先物取引　次に掲げる取引をいう。

イ　法第二条第十三項に規定する有価証券先物取引及び同条第十四項に規定する有価証券指数等先物取引をいい、外国有価証券市場（同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。以下同じ。）における類似の取引を含む。

ロ　金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第四項第一号及び第二号に規定する金融先物取引をいい、海外金融先物市場（同条第七項に規定する海外金融先物市場をいう。以下同じ。）における類似の取引を含む。

ハ　商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第六項第一号から第三号までに規定する先物取引をいい、同条第七項に規定する商品市場に相当する外国の市場（以下「外国商品市場」という。）における類似の取引を含む。

二十九の三　オプション取引　次に掲げる取引をいう。

イ　法第二条第十五項に規定する有価証券オプション取引をいい、外国有価証券市場における類似の取引を含む。

ロ　金融先物取引法第二条第四項第三号に規定する金融先物取引をいい、海外金融先物市場における類似の取引を含む。

ハ　商品取引所法第二条第六項第四号及び同条第八項第一号ホに規定する取引をいい、外国商品市場における類似の取引を含む。

二十九の四　オプション等　前号イ、ロ及びハに規定するオプション取引の対象となる権利をいう。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式（発行済優先出資を含む。以下同じ。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

（改正前）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　証券取引法第二条に規定する定義に関する省令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義省令」という。）第一条に規定するもの

へ　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ト　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

六の三　コマーシャル・ペーパー　第一号ホ又はへに掲げるものをいう。

六の四　外国譲渡性預金証書　第一号トに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十三条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

（十三の二　新設）

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の二において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第一項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はホに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、へ又はトに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の三　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第十条第一項本文に規定する持分法をいう。

二十五　議決権　財務諸表等規則第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第四項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　次に掲げる者をいう。

イ　提出会社の親会社

ロ　提出会社の子会社

ハ　提出会社と同一の親会社をもつ会社

ニ　提出会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社

ホ　提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社

ヘ　提出会社の主要株主（法第百六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）及びその近親者

ト　提出会社の役員（法第五条第一項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。）及びその近親者

チ　ヘ又はトに掲げる者が議決権の過半数を実質的に所有している会社及び当該会社の子会社

リ　その他提出会社が出資、人事、資金、技術、取引等（以下この号において「出資等」という。）の関係を通じて他の者の財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えている場合又は提出会社が出資等の関係を通じて他の者に財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配されているか若しくはそれについて重要な影響を受けている場合における当該他の者

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により大蔵大臣、財務局長又は福岡財務支局長（以下「大蔵大臣等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

二十九の二　先物取引　次に掲げる取引をいう。

イ　法第二条第十三項に規定する有価証券先物取引及び同条第十四項に規定する有価証券指数等先物取引をいい、外国有価証券市場（同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。以下同じ。）における類似の取引を含む。

ロ　金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第四項第一号及び第二号に規定する金融先物取引をいい、海外金融先物市場（同条第七項に規定する海外金融先物市場をいう。以下同じ。）における類似の取引を含む。

ハ　商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第六項第一号から第三号までに規定する先物取引をいい、同条第七項に規定する商品市場に相当する外国の市場（以下「外国商品市場」という。）における類似の取引を含む。

二十九の三　オプション取引　次に掲げる取引をいう。

イ　法第二条第十五項に規定する有価証券オプション取引をいい、外国有価証券市場における類似の取引を含む。

ロ　金融先物取引法第二条第四項第三号に規定する金融先物取引をいい、海外金融先物市場における類似の取引を含む。

ハ　商品取引所法第二条第六項第四号及び同条第八項第一号ホに規定する取引をいい、外国商品市場における類似の取引を含む。

二十九の四　オプション等　前号イ、ロ及びハに規定するオプション取引の対象となる権利をいう。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式（発行済優先出資を含む。以下同じ。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

【平成7年3月31日 省令第29号】 （改正なし）

【平成7年2月1日 省令第1号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ　証券取引法第二条に規定する定義に関する省令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義省令」という。）第一条に規定するもの

へ　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ト　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

六の三　コマーシャル・ペーパー　第一号ホ又はへに掲げるものをいう。

六の四　外国譲渡性預金証書　第一号トに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十三条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の二において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第一項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はホに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、へ又はトに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の三　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第十条第一項本文に規定する持分法をいう。

二十五　議決権　財務諸表等規則第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第四項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　次に掲げる者をいう。

イ　提出会社の親会社

ロ　提出会社の子会社

ハ　提出会社と同一の親会社をもつ会社

ニ　提出会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社

ホ　提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社

ヘ　提出会社の主要株主（法第百六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）及びその近親者

ト　提出会社の役員（法第五条第一項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。）及びその近親者

チ　ヘ又はトに掲げる者が議決権の過半数を実質的に所有している会社及び当該会社の子会社

リ　その他提出会社が出資、人事、資金、技術、取引等（以下この号において「出資等」という。）の関係を通じて他の者の財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えている場合又は提出会社が出資等の関係を通じて他の者に財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配されているか若しくはそれについて重要な影響を受けている場合における当該他の者

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により大蔵大臣、財務局長又は福岡財務支局長（以下「大蔵大臣等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

二十九の二　先物取引　次に掲げる取引をいう。

イ　法第二条第十三項に規定する有価証券先物取引及び同条第十四項に規定する有価証券指数等先物取引をいい、外国有価証券市場（同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。以下同じ。）における類似の取引を含む。

ロ　金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第四項第一号及び第二号に規定する金融先物取引をいい、海外金融先物市場（同条第七項に規定する海外金融先物市場をいう。以下同じ。）における類似の取引を含む。

ハ　商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第六項第一号から第三号までに規定する先物取引をいい、同条第七項に規定する商品市場に相当する外国の市場（以下「外国商品市場」という。）における類似の取引を含む。

二十九の三　オプション取引　次に掲げる取引をいう。

イ　法第二条第十五項に規定する有価証券オプション取引をいい、外国有価証券市場における類似の取引を含む。

ロ　金融先物取引法第二条第四項第三号に規定する金融先物取引をいい、海外金融先物市場における類似の取引を含む。

ハ　商品取引所法第二条第六項第四号及び同条第八項第一号ホに規定する取引をいい、外国商品市場における類似の取引を含む。

二十九の四　オプション等　前号イ、ロ及びハに規定するオプション取引の対象となる権利をいう。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式（発行済優先出資を含む。以下同じ。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

（改正前）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるものをいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）

ホ　証券取引法第二条に規定する定義に関する省令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義省令」という。）第一条に規定するもの

へ　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ト　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

六の三　コマーシャル・ペーパー　第一号ホ又はへに掲げるものをいう。

六の四　外国譲渡性預金証書　第一号トに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十三条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の二において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第一項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はホに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、へ又はトに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の三　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第十条第一項本文に規定する持分法をいう。

二十五　議決権　財務諸表等規則第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第四項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　次に掲げる者をいう。

イ　提出会社の親会社

ロ　提出会社の子会社

ハ　提出会社と同一の親会社をもつ会社

ニ　提出会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社

ホ　提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社

ヘ　提出会社の主要株主（法第百六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）及びその近親者

ト　提出会社の役員（法第五条第一項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。）及びその近親者

チ　ヘ又はトに掲げる者が議決権の過半数を実質的に所有している会社及び当該会社の子会社

リ　その他提出会社が出資、人事、資金、技術、取引等（以下この号において「出資等」という。）の関係を通じて他の者の財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えている場合又は提出会社が出資等の関係を通じて他の者に財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配されているか若しくはそれについて重要な影響を受けている場合における当該他の者

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により大蔵大臣、財務局長又は福岡財務支局長（以下「大蔵大臣等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

二十九の二　先物取引　次に掲げる取引をいう。

イ　法第二条第十三項に規定する有価証券先物取引及び同条第十四項に規定する有価証券指数等先物取引をいい、外国有価証券市場（同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。以下同じ。）における類似の取引を含む。

ロ　金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第四項第一号及び第二号に規定する金融先物取引をいい、海外金融先物市場（同条第七項に規定する海外金融先物市場をいう。以下同じ。）における類似の取引を含む。

ハ　商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第六項第一号から第三号までに規定する先物取引をいい、同条第七項に規定する商品市場に相当する外国の市場（以下「外国商品市場」という。）における類似の取引を含む。

二十九の三　オプション取引　次に掲げる取引をいう。

イ　法第二条第十五項に規定する有価証券オプション取引をいい、外国有価証券市場における類似の取引を含む。

ロ　金融先物取引法第二条第四項第三号に規定する金融先物取引をいい、海外金融先物市場における類似の取引を含む。

ハ　商品取引所法第二条第六項第四号及び同条第八項第一号ホに規定する取引をいい、外国商品市場における類似の取引を含む。

二十九の四　オプション等　前号イ、ロ及びハに規定するオプション取引の対象となる権利をいう。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式（発行済優先出資を含む。以下同じ。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

【平成6年12月20日 省令第115号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 省令第89号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるものをいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）

ホ　証券取引法第二条に規定する定義に関する省令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義省令」という。）第一条に規定するもの

へ　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ト　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

六の三　コマーシャル・ペーパー　第一号ホ又はへに掲げるものをいう。

六の四　外国譲渡性預金証書　第一号トに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十三条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の二において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

十九の二　臨時報告書　法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十　自己株券買付状況報告書　法第二十四条の六第一項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はホに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、へ又はトに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の三　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第十条第一項本文に規定する持分法をいう。

二十五　議決権　財務諸表等規則第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第四項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　次に掲げる者をいう。

イ　提出会社の親会社

ロ　提出会社の子会社

ハ　提出会社と同一の親会社をもつ会社

ニ　提出会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社

ホ　提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社

ヘ　提出会社の主要株主（法第百六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）及びその近親者

ト　提出会社の役員（法第五条第一項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。）及びその近親者

チ　ヘ又はトに掲げる者が議決権の過半数を実質的に所有している会社及び当該会社の子会社

リ　その他提出会社が出資、人事、資金、技術、取引等（以下この号において「出資等」という。）の関係を通じて他の者の財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えている場合又は提出会社が出資等の関係を通じて他の者に財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配されているか若しくはそれについて重要な影響を受けている場合における当該他の者

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により大蔵大臣、財務局長又は福岡財務支局長（以下「大蔵大臣等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

二十九の二　先物取引　次に掲げる取引をいう。

イ　法第二条第十三項に規定する有価証券先物取引及び同条第十四項に規定する有価証券指数等先物取引をいい、外国有価証券市場（同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。以下同じ。）における類似の取引を含む。

ロ　金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第四項第一号及び第二号に規定する金融先物取引をいい、海外金融先物市場（同条第七項に規定する海外金融先物市場をいう。以下同じ。）における類似の取引を含む。

ハ　商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第六項第一号から第三号までに規定する先物取引をいい、同条第七項に規定する商品市場に相当する外国の市場（以下「外国商品市場」という。）における類似の取引を含む。

二十九の三　オプション取引　次に掲げる取引をいう。

イ　法第二条第十五項に規定する有価証券オプション取引をいい、外国有価証券市場における類似の取引を含む。

ロ　金融先物取引法第二条第四項第三号に規定する金融先物取引をいい、海外金融先物市場における類似の取引を含む。

ハ　商品取引所法第二条第六項第四号及び同条第八項第一号ホに規定する取引をいい、外国商品市場における類似の取引を含む。

二十九の四　オプション等　前号イ、ロ及びハに規定するオプション取引の対象となる権利をいう。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式（発行済優先出資を含む。以下同じ。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

（改正前）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるものをいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）

ホ　証券取引法第二条に規定する定義に関する省令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義省令」という。）第一条に規定するもの

へ　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ト　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

六の三　コマーシャル・ペーパー　第一号ホ又はへに掲げるものをいう。

六の四　外国譲渡性預金証書　第一号トに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十三条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の二において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

二十　臨時報告書　法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

（二十　新設）

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はホに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、へ又はトに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の三　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第十条第一項本文に規定する持分法をいう。

二十五　議決権　財務諸表等規則第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第四項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　次に掲げる者をいう。

イ　提出会社の親会社

ロ　提出会社の子会社

ハ　提出会社と同一の親会社をもつ会社

ニ　提出会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社

ホ　提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社

ヘ　提出会社の主要株主（法第百六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）及びその近親者

ト　提出会社の役員（法第五条第一項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。）及びその近親者

チ　ヘ又はトに掲げる者が議決権の過半数を実質的に所有している会社及び当該会社の子会社

リ　その他提出会社が出資、人事、資金、技術、取引等（以下この号において「出資等」という。）の関係を通じて他の者の財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えている場合又は提出会社が出資等の関係を通じて他の者に財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配されているか若しくはそれについて重要な影響を受けている場合における当該他の者

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により大蔵大臣、財務局長又は福岡財務支局長（以下「大蔵大臣等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

二十九の二　先物取引　次に掲げる取引をいう。

イ　法第二条第十三項に規定する有価証券先物取引及び同条第十四項に規定する有価証券指数等先物取引をいい、外国有価証券市場（同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。以下同じ。）における類似の取引を含む。

ロ　金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第四項第一号及び第二号に規定する金融先物取引をいい、海外金融先物市場（同条第七項に規定する海外金融先物市場をいう。以下同じ。）における類似の取引を含む。

ハ　商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第六項第一号から第三号までに規定する先物取引をいい、同条第七項に規定する商品市場に相当する外国の市場（以下「外国商品市場」という。）における類似の取引を含む。

二十九の三　オプション取引　次に掲げる取引をいう。

イ　法第二条第十五項に規定する有価証券オプション取引をいい、外国有価証券市場における類似の取引を含む。

ロ　金融先物取引法第二条第四項第三号に規定する金融先物取引をいい、海外金融先物市場における類似の取引を含む。

ハ　商品取引所法第二条第六項第四号及び同条第八項第一号ホに規定する取引をいい、外国商品市場における類似の取引を含む。

二十九の四　オプション等　前号イ、ロ及びハに規定するオプション取引の対象となる権利をいう。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式（発行済優先出資を含む。以下同じ。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

【平成6年3月25日 省令第19号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるものをいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第五号のニに掲げるもの

ハ　同条第一項第六号に掲げるもの

ニ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第五号の二、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの（法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）

ホ　証券取引法第二条に規定する定義に関する省令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義省令」という。）第一条に規定するもの

へ　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ト　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四の二　優先出資証券　法第二条第一項第五号の二に掲げる優先出資証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の三　優先出資引受権証書　法第二条第一項第五号の二に掲げる証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

六の三　コマーシャル・ペーパー　第一号ホ又はへに掲げるものをいう。

六の四　外国譲渡性預金証書　第一号トに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

七の二　優先出資　優先出資証券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十三条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する引受人をいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の二において同じ。）の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第九条の三において同じ。）に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書又は法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四条の十一において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する半期報告書をいう。

二十　臨時報告書　法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する臨時報告書をいう。

二十の二　内国会社　第一号イ、ハ又はホに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十の三　外国会社　第一号ニ、へ又はトに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第九号に掲げるものであって、同項第五号の二に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）をいう。

二十の四　指定法人　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する指定法人をいう。

二十の五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の三　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十四　持分法　連結財務諸表規則第十条第一項本文に規定する持分法をいう。

（二十三～二十五　削除）

二十五　議決権　財務諸表等規則第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第四項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　次に掲げる者をいう。

イ　提出会社の親会社

ロ　提出会社の子会社

ハ　提出会社と同一の親会社をもつ会社

ニ　提出会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社

ホ　提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社

ヘ　提出会社の主要株主（法第百六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）及びその近親者

ト　提出会社の役員（法第五条第一項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。）及びその近親者

チ　ヘ又はトに掲げる者が議決権の過半数を実質的に所有している会社及び当該会社の子会社

リ　その他提出会社が出資、人事、資金、技術、取引等（以下この号において「出資等」という。）の関係を通じて他の者の財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えている場合又は提出会社が出資等の関係を通じて他の者に財務及び営業若しくは事業の方針決定を支配されているか若しくはそれについて重要な影響を受けている場合における当該他の者

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社（指定法人を含む。）のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社（指定法人を含む。）をいい、法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。第六条の二において同じ。）の規定により大蔵大臣、財務局長又は福岡財務支局長（以下「大蔵大臣等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

二十九の二　先物取引　次に掲げる取引をいう。

イ　法第二条第十三項に規定する有価証券先物取引及び同条第十四項に規定する有価証券指数等先物取引をいい、外国有価証券市場（同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。以下同じ。）における類似の取引を含む。

ロ　金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第四項第一号及び第二号に規定する金融先物取引をいい、海外金融先物市場（同条第七項に規定する海外金融先物市場をいう。以下同じ。）における類似の取引を含む。

ハ　商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第六項第一号から第三号までに規定する先物取引をいい、同条第七項に規定する商品市場に相当する外国の市場（以下「外国商品市場」という。）における類似の取引を含む。

二十九の三　オプション取引　次に掲げる取引をいう。

イ　法第二条第十五項に規定する有価証券オプション取引をいい、外国有価証券市場における類似の取引を含む。

ロ　金融先物取引法第二条第四項第三号に規定する金融先物取引をいい、海外金融先物市場における類似の取引を含む。

ハ　商品取引所法第二条第六項第四号及び同条第八項第一号ホに規定する取引をいい、外国商品市場における類似の取引を含む。

二十九の四　オプション等　前号イ、ロ及びハに規定するオプション取引の対象となる権利をいう。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式（優先出資を含む。以下同じ。）の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式（発行済優先出資を含む。以下同じ。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。）で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

（改正前）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるものをいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

（ロ　新設）

ロ　同条第一項第六号に掲げるもの

ハ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの（法第二十四条第一項に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）

ニ　証券取引法第二条に規定する定義に関する省令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義省令」という。）第一条に規定するもの

ホ　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

へ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

（四の二　新設）

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

（五の三　新設）

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

六の三　コマーシャル・ペーパー　第一号ニ又はホに掲げるものをいう。

六の四　外国譲渡性預金証書　第一号へに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

（七の二　新設）

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十三条第六項に規定する引受人をいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第二項の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第三項に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。

二十　臨時報告書　法第二十四条の五第三項に規定する臨時報告書をいう。

（二十の二～二十の五　新設）

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の三　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十二の二　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十二の三　持分法　連結財務諸表規則第十条第一項本文に規定する持分法をいう。

二十三　内国会社　第一号イ、ロ又はニに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十四　外国会社　第一号ハ、ホ又はへに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社をいう。

二十五の二　議決権　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第四項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　次に掲げる者をいう。

イ　提出会社の親会社

ロ　提出会社の子会社

ハ　提出会社と同一の親会社をもつ会社

ニ　提出会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社

ホ　提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社

ヘ　提出会社の主要株主（法第百六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）及びその近親者

ト　提出会社の役員（法第五条第一項第二号に規定する役員をいう。）及びその近親者

チ　ヘ又はトに掲げる者が議決権の過半数を実質的に所有している会社及び当該会社の子会社

リ　その他提出会社が出資、人事、資金、技術、取引等（以下この号において「出資等」という。）の関係を通じて他の者の財務及び営業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えている場合又は提出会社が出資等の関係を通じて他の者に財務及び営業の方針決定を支配されているか若しくはそれについて重要な影響を受けている場合における当該他の者

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社をいい、法第二十四条第一項ただし書の規定により大蔵大臣、財務局長又は福岡財務支局長（以下「大蔵大臣等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

二十九の二　先物取引　次に掲げる取引をいう。

イ　法第二条第十三項に規定する有価証券先物取引及び同条第十四項に規定する有価証券指数等先物取引をいい、外国有価証券市場（同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。以下同じ。）における類似の取引を含む。

ロ　金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第四項第一号及び第二号に規定する金融先物取引をいい、海外金融先物市場（同条第七項に規定する海外金融先物市場をいう。以下同じ。）における類似の取引を含む。

ハ　商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第六項第一号から第三号までに規定する先物取引をいい、同条第七項に規定する商品市場に相当する外国の市場（以下「外国商品市場」という。）における類似の取引を含む。

二十九の三　オプション取引　次に掲げる取引をいう。

イ　法第二条第十五項に規定する有価証券オプション取引をいい、外国有価証券市場における類似の取引を含む。

ロ　金融先物取引法第二条第四項第三号に規定する金融先物取引をいい、海外金融先物市場における類似の取引を含む。

ハ　商品取引所法第二条第六項第四号及び同条第八項第一号ホに規定する取引をいい、外国商品市場における類似の取引を含む。

二十九の四　オプション等　前号イ、ロ及びハに規定するオプション取引の対象となる権利をいう。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

【平成6年3月1日 省令第6号】 （改正なし）

【平成5年9月21日 省令第84号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 省令第23号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるものをいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第六号に掲げるもの

ハ　同条第一項第九号に掲げるものであつて、同項第四号、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの（法第二十四条第一項に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）

ニ　証券取引法第二条に規定する定義に関する省令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義省令」という。）第一条に規定するもの

ホ　法第二条第一項第九号に掲げるものであつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの

へ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条に規定するもの

二　有価証券の種類　第二条第一項各号に掲げる有価証券ごとに区分されたものをいう。この場合において、同項第九号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

六の三　コマーシャル・ペーパー　第一号ニ又はホに掲げるものをいう。

六の四　外国譲渡性預金証書　第一号へに掲げるものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。）及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第十三条第六項に規定する引受人をいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第二項の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第三項に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。

二十　臨時報告書　法第二十四条の五第三項に規定する臨時報告書をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の三　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十二の二　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十二の三　持分法　連結財務諸表規則第十条第一項本文に規定する持分法をいう。

（二十二の四　削除）

二十三　内国会社　第一号イ、ロ又はニに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十四　外国会社　第一号ハ、ホ又はへに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社をいう。

二十五の二　議決権　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第四項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　次に掲げる者をいう。

イ　提出会社の親会社

ロ　提出会社の子会社

ハ　提出会社と同一の親会社をもつ会社

ニ　提出会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社

ホ　提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社

ヘ　提出会社の主要株主（法第百六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）及びその近親者

ト　提出会社の役員（法第五条第一項第二号に規定する役員をいう。）及びその近親者

チ　ヘ又はトに掲げる者が議決権の過半数を実質的に所有している会社及び当該会社の子会社

リ　その他提出会社が出資、人事、資金、技術、取引等（以下この号において「出資等」という。）の関係を通じて他の者の財務及び営業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えている場合又は提出会社が出資等の関係を通じて他の者に財務及び営業の方針決定を支配されているか若しくはそれについて重要な影響を受けている場合における当該他の者

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社をいい、法第二十四条第一項ただし書の規定により大蔵大臣、財務局長又は福岡財務支局長（以下「大蔵大臣等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

二十九の二　先物取引　次に掲げる取引をいう。

イ　法第二条第十三項に規定する有価証券先物取引及び同条第十四項に規定する有価証券指数等先物取引をいい、外国有価証券市場（同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。以下同じ。）における類似の取引を含む。

ロ　金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第四項第一号及び第二号に規定する金融先物取引をいい、海外金融先物市場（同条第七項に規定する海外金融先物市場をいう。以下同じ。）における類似の取引を含む。

ハ　商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第六項第一号から第三号までに規定する先物取引をいい、同条第七項に規定する商品市場に相当する外国の市場（以下「外国商品市場」という。）における類似の取引を含む。

二十九の三　オプション取引　次に掲げる取引をいう。

イ　法第二条第十五項に規定する有価証券オプション取引をいい、外国有価証券市場における類似の取引を含む。

ロ　金融先物取引法第二条第四項第三号に規定する金融先物取引をいい、海外金融先物市場における類似の取引を含む。

ハ　商品取引所法第二条第六項第四号及び同条第八項第一号ホに規定する取引をいい、外国商品市場における類似の取引を含む。

二十九の四　オプション等　前号イ、ロ及びハに規定するオプション取引の対象となる権利をいう。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

（改正前）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるものをいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第六号に掲げるもの

ハ　同条第一項第八号に掲げるものであつて、同項第四号、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの（外国投資信託証券の募集又は売出しの届出等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第七十八号）第一条に規定する外国投資信託証券を除く。）

（ニ～ヘ　新設）

二　有価証券の種類　法第二条第一項に規定する有価証券の種類をいう。この場合において、同項第八号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

（六の二、六の三　新設）

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第二条第六項に規定する引受人をいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第二項の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第三項に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第四項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第四項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。

二十　臨時報告書　法第二十四条の五第二項に規定する臨時報告書をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の三　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十二の二　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十二の三　持分法　連結財務諸表規則第十条第一項本文に規定する持分法をいう。

二十二の四　セグメント情報　連結会社に関する以下の財務情報をいう。

イ　事業の種類別の売上高（役務収益を含む。ロ及びハにおいて同じ。）及び営業利益又は営業損失（ただし、経常利益又は経常損失を記載することが適当であると認められる場合にあつては経常利益又は経常損失。ロ及び附則第六項において同じ。）

ロ　所在地別（提出会社の本店又は主たる事務所が所在する国又は地域（以下この号及び附則第七項において「本国」という。）と本国以外の国又は地域の別をいう。）の売上高及び営業利益又は営業損失

ハ　海外売上高（提出会社及び本国に所在する連結子会社の輸出高並びに本国以外の国又は地域に所在する連結子会社の売上高（本国への輸出高を除く。）の合計額をいう。）

二十三　内国会社　第一号イ又はロに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十四　外国会社　第一号ハに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社をいう。

二十五の二　議決権　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第四項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　次に掲げる者をいう。

イ　提出会社の親会社

ロ　提出会社の子会社

ハ　提出会社と同一の親会社をもつ会社

ニ　提出会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社

ホ　提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社

ヘ　提出会社の主要株主（法第百六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）及びその近親者

ト　提出会社の役員（法第五条第一項第二号に規定する役員をいう。）及びその近親者

チ　ヘ又はトに掲げる者が議決権の過半数を実質的に所有している会社及び当該会社の子会社

リ　その他提出会社が出資、人事、資金、技術、取引等（以下この号において「出資等」という。）の関係を通じて他の者の財務及び営業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えている場合又は提出会社が出資等の関係を通じて他の者に財務及び営業の方針決定を支配されているか若しくはそれについて重要な影響を受けている場合における当該他の者

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社をいい、法第二十四条第一項ただし書の規定により大蔵大臣、財務局長又は福岡財務支局長（以下「大蔵大臣等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

二十九の二　先物取引　次に掲げる取引をいう。

イ　法第二条第十三項に規定する有価証券先物取引及び同条第十四項に規定する有価証券指数等先物取引をいい、外国有価証券市場（同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。以下同じ。）における類似の取引を含む。

ロ　金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第四項第一号及び第二号に規定する金融先物取引をいい、海外金融先物市場（同条第七項に規定する海外金融先物市場をいう。以下同じ。）における類似の取引を含む。

ハ　商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第六項第一号から第三号までに規定する先物取引をいい、同条第七項に規定する商品市場に相当する外国の市場（以下「外国商品市場」という。）における類似の取引を含む。

二十九の三　オプション取引　次に掲げる取引をいう。

イ　法第二条第十五項に規定する有価証券オプション取引をいい、外国有価証券市場における類似の取引を含む。

ロ　金融先物取引法第二条第四項第三号に規定する金融先物取引をいい、海外金融先物市場における類似の取引を含む。

ハ　商品取引所法第二条第六項第四号及び同条第八項第一号ホに規定する取引をいい、外国商品市場における類似の取引を含む。

二十九の四　オプション等　前号イ、ロ及びハに規定するオプション取引の対象となる権利をいう。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

【平成4年7月15日 省令第58号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるものをいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第六号に掲げるもの

ハ　同条第一項第八号に掲げるものであつて、同項第四号、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの（外国投資信託証券の募集又は売出しの届出等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第七十八号）第一条に規定する外国投資信託証券を除く。）

二　有価証券の種類　法第二条第一項に規定する有価証券の種類をいう。この場合において、同項第八号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第二条第六項に規定する引受人をいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第二項の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第三項に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第四項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第四項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。

二十　臨時報告書　法第二十四条の五第二項に規定する臨時報告書をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の三　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十二の二　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十二の三　持分法　連結財務諸表規則第十条第一項本文に規定する持分法をいう。

二十二の四　セグメント情報　連結会社に関する以下の財務情報をいう。

イ　事業の種類別の売上高（役務収益を含む。ロ及びハにおいて同じ。）及び営業利益又は営業損失（ただし、経常利益又は経常損失を記載することが適当であると認められる場合にあつては経常利益又は経常損失。ロ及び附則第六項において同じ。）

ロ　所在地別（提出会社の本店又は主たる事務所が所在する国又は地域（以下この号及び附則第七項において「本国」という。）と本国以外の国又は地域の別をいう。）の売上高及び営業利益又は営業損失

ハ　海外売上高（提出会社及び本国に所在する連結子会社の輸出高並びに本国以外の国又は地域に所在する連結子会社の売上高（本国への輸出高を除く。）の合計額をいう。）

二十三　内国会社　第一号イ又はロに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十四　外国会社　第一号ハに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社をいう。

二十五の二　議決権　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第四項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　次に掲げる者をいう。

イ　提出会社の親会社

ロ　提出会社の子会社

ハ　提出会社と同一の親会社をもつ会社

ニ　提出会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社

ホ　提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社

ヘ　提出会社の主要株主（法第百六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）及びその近親者

ト　提出会社の役員（法第五条第一項第二号に規定する役員をいう。）及びその近親者

チ　ヘ又はトに掲げる者が議決権の過半数を実質的に所有している会社及び当該会社の子会社

リ　その他提出会社が出資、人事、資金、技術、取引等（以下この号において「出資等」という。）の関係を通じて他の者の財務及び営業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えている場合又は提出会社が出資等の関係を通じて他の者に財務及び営業の方針決定を支配されているか若しくはそれについて重要な影響を受けている場合における当該他の者

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社をいい、法第二十四条第一項ただし書の規定により大蔵大臣、財務局長又は福岡財務支局長（以下「大蔵大臣等」という。）の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

二十九の二　先物取引　次に掲げる取引をいう。

イ　法第二条第十三項に規定する有価証券先物取引及び同条第十四項に規定する有価証券指数等先物取引をいい、外国有価証券市場（同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。以下同じ。）における類似の取引を含む。

ロ　金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第四項第一号及び第二号に規定する金融先物取引をいい、海外金融先物市場（同条第七項に規定する海外金融先物市場をいう。以下同じ。）における類似の取引を含む。

ハ　商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第六項第一号から第三号までに規定する先物取引をいい、同条第七項に規定する商品市場に相当する外国の市場（以下「外国商品市場」という。）における類似の取引を含む。

二十九の三　オプション取引　次に掲げる取引をいう。

イ　法第二条第十五項に規定する有価証券オプション取引をいい、外国有価証券市場における類似の取引を含む。

ロ　金融先物取引法第二条第四項第三号に規定する金融先物取引をいい、海外金融先物市場における類似の取引を含む。

ハ　商品取引所法第二条第六項第四号及び同条第八項第一号ホに規定する取引をいい、外国商品市場における類似の取引を含む。

二十九の四　オプション等　前号イ、ロ及びハに規定するオプション取引の対象となる権利をいう。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格（当該有価証券が店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、一の証券業協会が公表する一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

（改正前）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるものをいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第六号に掲げるもの

ハ　同条第一項第八号に掲げるものであつて、同項第四号、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの（外国投資信託証券の募集又は売出しの届出等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第七十八号）第一条に規定する外国投資信託証券を除く。）

二　有価証券の種類　法第二条第一項に規定する有価証券の種類をいう。この場合において、同項第八号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第二条第六項に規定する引受人をいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第二項の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第三項に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第四項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第四項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。

二十　臨時報告書　法第二十四条の五第二項に規定する臨時報告書をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の三　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十二の二　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十二の三　持分法　連結財務諸表規則第十条第一項本文に規定する持分法をいう。

二十二の四　セグメント情報　連結会社に関する以下の財務情報をいう。

イ　事業の種類別の売上高（役務収益を含む。ロ及びハにおいて同じ。）及び営業利益又は営業損失（ただし、経常利益又は経常損失を記載することが適当であると認められる場合にあつては経常利益又は経常損失。ロ及び附則第六項において同じ。）

ロ　所在地別（提出会社の本店又は主たる事務所が所在する国又は地域（以下この号及び附則第七項において「本国」という。）と本国以外の国又は地域の別をいう。）の売上高及び営業利益又は営業損失

ハ　海外売上高（提出会社及び本国に所在する連結子会社の輸出高並びに本国以外の国又は地域に所在する連結子会社の売上高（本国への輸出高を除く。）の合計額をいう。）

二十三　内国会社　第一号イ又はロに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十四　外国会社　第一号ハに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社をいう。

二十五の二　議決権　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第四項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　次に掲げる者をいう。

イ　提出会社の親会社

ロ　提出会社の子会社

ハ　提出会社と同一の親会社をもつ会社

ニ　提出会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社

ホ　提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社

ヘ　提出会社の主要株主（法第百八十八条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）及びその近親者

ト　提出会社の役員（法第五条第一項第二号に規定する役員をいう。）及びその近親者

チ　ヘ又はトに掲げる者が議決権の過半数を実質的に所有している会社及び当該会社の子会社

リ　その他提出会社が出資、人事、資金、技術、取引等（以下この号において「出資等」という。）の関係を通じて他の者の財務及び営業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えている場合又は提出会社が出資等の関係を通じて他の者に財務及び営業の方針決定を支配されているか若しくはそれについて重要な影響を受けている場合における当該他の者

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社をいい、法第二十四条第一項ただし書の規定により大蔵大臣の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

二十九の二　先物取引　次に掲げる取引をいう。

イ　法第二条第十三項に規定する有価証券先物取引及び同条第十四項に規定する有価証券指数等先物取引をいい、外国有価証券市場（同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。以下同じ。）における類似の取引を含む。

ロ　金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第四項第一号及び第二号に規定する金融先物取引をいい、海外金融先物市場（同条第七項に規定する海外金融先物市場をいう。以下同じ。）における類似の取引を含む。

ハ　商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第六項第一号から第三号までに規定する先物取引をいい、同条第七項に規定する商品市場に相当する外国の市場（以下「外国商品市場」という。）における類似の取引を含む。

二十九の三　オプション取引　次に掲げる取引をいう。

イ　法第二条第十五項に規定する有価証券オプション取引をいい、外国有価証券市場における類似の取引を含む。

ロ　金融先物取引法第二条第四項第三号に規定する金融先物取引をいい、海外金融先物市場における類似の取引を含む。

ハ　商品取引所法第二条第六項第四号及び同条第八項第一号ホに規定する取引をいい、外国商品市場における類似の取引を含む。

二十九の四　オプション等　前号イ、ロ及びハに規定するオプション取引の対象となる権利をいう。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

【平成4年7月7日 省令第53号】 （改正なし）

【平成3年11月26日 省令第49号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 省令第10号】 （改正なし）

【平成2年12月25日 省令第41号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるものをいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第六号に掲げるもの

ハ　同条第一項第八号に掲げるものであつて、同項第四号、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの（外国投資信託証券の募集又は売出しの届出等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第七十八号）第一条に規定する外国投資信託証券を除く。）

二　有価証券の種類　法第二条第一項に規定する有価証券の種類をいう。この場合において、同項第八号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第二条第六項に規定する引受人をいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第二項の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第三項に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第四項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第四項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。

二十　臨時報告書　法第二十四条の五第二項に規定する臨時報告書をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十一の三　連結会社　連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結会社をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十二の二　企業集団　連結財務諸表規則第四条第一項第一号に規定する企業集団をいう。

二十二の三　持分法　連結財務諸表規則第十条第一項本文に規定する持分法をいう。

二十二の四　セグメント情報　連結会社に関する以下の財務情報をいう。

イ　事業の種類別の売上高（役務収益を含む。ロ及びハにおいて同じ。）及び営業利益又は営業損失（ただし、経常利益又は経常損失を記載することが適当であると認められる場合にあつては経常利益又は経常損失。ロ及び附則第六項において同じ。）

ロ　所在地別（提出会社の本店又は主たる事務所が所在する国又は地域（以下この号及び附則第七項において「本国」という。）と本国以外の国又は地域の別をいう。）の売上高及び営業利益又は営業損失

ハ　海外売上高（提出会社及び本国に所在する連結子会社の輸出高並びに本国以外の国又は地域に所在する連結子会社の売上高（本国への輸出高を除く。）の合計額をいう。）

二十三　内国会社　第一号イ又はロに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十四　外国会社　第一号ハに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社をいう。

二十五の二　議決権　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

（二十一の二に移動）

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第四項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関係会社をいう。

二十七の四　その他の関係会社　会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

二十七の五　関連当事者　次に掲げる者をいう。

イ　提出会社の親会社

ロ　提出会社の子会社

ハ　提出会社と同一の親会社をもつ会社

ニ　提出会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社

ホ　提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社

ヘ　提出会社の主要株主（法第百八十八条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）及びその近親者

ト　提出会社の役員（法第五条第一項第二号に規定する役員をいう。）及びその近親者

チ　ヘ又はトに掲げる者が議決権の過半数を実質的に所有している会社及び当該会社の子会社

リ　その他提出会社が出資、人事、資金、技術、取引等（以下この号において「出資等」という。）の関係を通じて他の者の財務及び営業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えている場合又は提出会社が出資等の関係を通じて他の者に財務及び営業の方針決定を支配されているか若しくはそれについて重要な影響を受けている場合における当該他の者

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社をいい、法第二十四条第一項ただし書の規定により大蔵大臣の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

二十九の二　先物取引　次に掲げる取引をいう。

イ　法第二条第十三項に規定する有価証券先物取引及び同条第十四項に規定する有価証券指数等先物取引をいい、外国有価証券市場（同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。以下同じ。）における類似の取引を含む。

ロ　金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第四項第一号及び第二号に規定する金融先物取引をいい、海外金融先物市場（同条第七項に規定する海外金融先物市場をいう。以下同じ。）における類似の取引を含む。

ハ　商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第六項第一号から第三号までに規定する先物取引をいい、同条第七項に規定する商品市場に相当する外国の市場（以下「外国商品市場」という。）における類似の取引を含む。

二十九の三　オプション取引　次に掲げる取引をいう。

イ　法第二条第十五項に規定する有価証券オプション取引をいい、外国有価証券市場における類似の取引を含む。

ロ　金融先物取引法第二条第四項第三号に規定する金融先物取引をいい、海外金融先物市場における類似の取引を含む。

ハ　商品取引所法第二条第六項第四号及び同条第八項第一号ホに規定する取引をいい、外国商品市場における類似の取引を含む。

二十九の四　オプション等　前号イ、ロ及びハに規定するオプション取引の対象となる権利をいう。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

（改正前）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるものをいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第六号に掲げるもの

ハ　同条第一項第八号に掲げるものであつて、同項第四号、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの（外国投資信託証券の募集又は売出しの届出等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第七十八号）第一条に規定する外国投資信託証券を除く。）

二　有価証券の種類　法第二条第一項に規定する有価証券の種類をいう。この場合において、同項第八号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第二条第六項に規定する引受人をいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第二項の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第三項に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第四項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第四項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。

二十　臨時報告書　法第二十四条の五第二項に規定する臨時報告書をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

（二十七の二より移動）

（二十一の三　新設）

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

（二十二の二　新設）

二十二の二　持分法　連結財務諸表規則第十条第一項本文に規定する持分法をいう。

（二十二の四　新設）

二十三　内国会社　第一号イ又はロに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十四　外国会社　第一号ハに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社をいう。

二十五の二　議決権　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十七の二　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十七の三　関連会社　財務諸表等規則第八条第四項に規定する関連会社をいう。

二十七の四　関係会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関係会社をいう。

（二十七の四、五　新設）

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社をいい、法第二十四条第一項ただし書の規定により大蔵大臣の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

（二十九の二～四　新設）

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

【平成2年7月21日 省令第30号】 （改正なし）

【平成元年3月17日 省令第21号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるものをいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第六号に掲げるもの

ハ　同条第一項第八号に掲げるものであつて、同項第四号、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの（外国投資信託証券の募集又は売出しの届出等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第七十八号）第一条に規定する外国投資信託証券を除く。）

二　有価証券の種類　法第二条第一項に規定する有価証券の種類をいう。この場合において、同項第八号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第二条第六項に規定する引受人をいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第二項の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第三項に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第四項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第四項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。

二十　臨時報告書　法第二十四条の五第二項に規定する臨時報告書をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十二の二　持分法　連結財務諸表規則第十条第一項本文に規定する持分法をいう。

二十三　内国会社　第一号イ又はロに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十四　外国会社　第一号ハに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社をいう。

二十五の二　議決権　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十七の二　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十七の三　関連会社　財務諸表等規則第八条第四項に規定する関連会社をいう。

二十七の四　関係会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関係会社をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社をいい、法第二十四条第一項ただし書の規定により大蔵大臣の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

三十一　特別利害関係者等　次に掲げる者をいう。

イ　当該会社の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。）、役員等が自己又は他人（仮設人を含む。ロにおいて同じ。）の名義により所有する株式の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。）

ロ　当該会社の株主で自己又は他人の名義をもつて所有する株式の数が多い順に十名の者

ハ　当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的関係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

ニ　証券会社（法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社又は資本的関係会社

（改正前）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるものをいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第六号に掲げるもの

ハ　同条第一項第八号に掲げるものであつて、同項第四号、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの（外国投資信託証券の募集又は売出しの届出等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第七十八号）第一条に規定する外国投資信託証券を除く。）

二　有価証券の種類　法第二条第一項に規定する有価証券の種類をいう。この場合において、同項第八号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第二条第六項に規定する引受人をいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第二項の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第三項に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　法第十三条第三項の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第四項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第四項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。

二十　臨時報告書　法第二十四条の五第二項に規定する臨時報告書をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十二の二　持分法　連結財務諸表規則第十条第一項本文に規定する持分法をいう。

二十三　内国会社　第一号イ又はロに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十四　外国会社　第一号ハに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社をいう。

二十五の二　議決権　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十七の二　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十七の三　関連会社　財務諸表等規則第八条第四項に規定する関連会社をいう。

二十七の四　関係会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関係会社をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社をいい、法第二十四条第一項ただし書の規定により大蔵大臣の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

（三十一　新設）

【昭和63年9月20日 省令第41号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるものをいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第六号に掲げるもの

ハ　同条第一項第八号に掲げるものであつて、同項第四号、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの（外国投資信託証券の募集又は売出しの届出等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第七十八号）第一条に規定する外国投資信託証券を除く。）

二　有価証券の種類　法第二条第一項に規定する有価証券の種類をいう。この場合において、同項第八号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第二条第六項に規定する引受人をいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいう。

十四の二　組込書類　法第五条第二項の規定により有価証券届出書にとじ込まれる書類をいう。

十四の三　参照書類　法第五条第三項に規定する参照書類をいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十五の二　届出目論見書　法第十三条第一項の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六　届出仮目論見書　　法第十三条第三項の規定による目論見書をいう。

十六の二　発行登録目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十六の三　発行登録仮目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書又は法第二十三条の四の規定による訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したものであつて、かつ、法第二十三条の三第三項に規定する発行登録が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十六の四　発行登録追補目論見書　法第二十三条の十二第二項において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類に記載すべき内容を記載したものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第四項の規定による通知書をいう。

十七の二　発行登録通知書　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第四項の規定による通知書をいう。

十七の三　発行登録書　法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。

十七の四　発行登録追補書類　法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。

二十　臨時報告書　法第二十四条の五第二項に規定する臨時報告書をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十二の二　持分法　連結財務諸表規則第十条第一項本文に規定する持分法をいう。

二十三　内国会社　第一号イ又はロに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十四　外国会社　第一号ハに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社をいう。

二十五の二　議決権　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十七の二　連結子会社　連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。

二十七の三　関連会社　財務諸表等規則第八条第四項に規定する関連会社をいう。

二十七の四　関係会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関係会社をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社をいい、法第二十四条第一項ただし書の規定により大蔵大臣の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

（改正前）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるものをいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第六号に掲げるもの

ハ　同条第一項第八号に掲げるものであつて、同項第四号、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの（外国投資信託証券の募集又は売出しの届出等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第七十八号）第一条に規定する外国投資信託証券を除く。）

二　有価証券の種類　法第二条第一項に規定する有価証券の種類をいう。この場合において、同項第八号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第二条第六項に規定する引受人をいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいう。

（十四の二、十四の三　新設）

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

（十五の二　新設）

十六　仮目論見書　目論見書のうち、法第十三条第三項の規定によるものをいう。

（十六の二～十六の四　新設）

十七　有価証券通知書　法第四条第四項の規定による通知書をいう。

（十七の二～十七の四　新設）

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。

二十　臨時報告書　法第二十四条の五第二項に規定する臨時報告書をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十二の二　持分法　連結財務諸表規則第十条第一項本文に規定する持分法をいう。

二十三　内国会社　第一号イ又はロに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十四　外国会社　第一号ハに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社をいう。

二十五の二　議決権　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

（二十七の二　新設）

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第四項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関係会社をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社をいい、法第二十四条第一項ただし書の規定により大蔵大臣の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

【昭和62年2月20日 省令第2号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるものをいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第六号に掲げるもの

ハ　同条第一項第八号に掲げるものであつて、同項第四号、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの（外国投資信託証券の募集又は売出しの届出等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第七十八号）第一条に規定する外国投資信託証券を除く。）

二　有価証券の種類　法第二条第一項に規定する有価証券の種類をいう。この場合において、同項第八号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第二条第六項に規定する引受人をいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十六　仮目論見書　目論見書のうち、法第十三条第三項の規定によるものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第四項の規定による通知書をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。

二十　臨時報告書　法第二十四条の五第二項に規定する臨時報告書をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条に規定する連結財務諸表（連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結財務諸表規則第七十一条により連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十二の二　持分法　連結財務諸表規則第十条第一項本文に規定する持分法をいう。

二十三　内国会社　第一号イ又はロに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十四　外国会社　第一号ハに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社をいう。

二十五の二　議決権　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十七の二　関連会社　財務諸表等規則第八条第四項に規定する関連会社をいう。

二十七の三　関係会社　財務諸表等規則第八条第五項に規定する関係会社をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社をいい、法第二十四条第一項ただし書の規定により大蔵大臣の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

（改正前）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるものをいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第六号に掲げるもの

ハ　同条第一項第八号に掲げるものであつて、同項第四号、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの（外国投資信託証券の募集又は売出しの届出等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第七十八号）第一条に規定する外国投資信託証券を除く。）

二　有価証券の種類　法第二条第一項に規定する有価証券の種類をいう。この場合において、同項第八号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第二条第六項に規定する引受人をいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十六　仮目論見書　目論見書のうち、法第十三条第三項の規定によるものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第四項の規定による通知書をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。

二十　臨時報告書　法第二十四条の五第二項に規定する臨時報告書をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、当該提出会社とその子会社との連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書（連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表提出会社の連結決算日（当該連結財務諸表提出会社の事業年度の末日とし、当該末日が年に二回以上ある場合には、これらのうち当該連結財務諸表提出会社の定めるいずれかの日）の前連結決算日の翌日から当該連結決算日までの期間をいう。

（二十二の二　新設）

二十三　内国会社　第一号イ又はロに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十四　外国会社　第一号ハに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社をいう。

二十五の二　議決権　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

（二十七の二、二十七の三　新設）

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社をいい、法第二十四条第一項ただし書の規定により大蔵大臣の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

【昭和60年2月1日 省令第3号】 （改正なし）

【昭和59年9月21日 省令第36号】 （改正なし）

【昭和59年6月19日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和58年11月26日 省令第54号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるものをいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第六号に掲げるもの

ハ　同条第一項第八号に掲げるものであつて、同項第四号、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの（外国投資信託証券の募集又は売出しの届出等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第七十八号）第一条に規定する外国投資信託証券を除く。）

二　有価証券の種類　法第二条第一項に規定する有価証券の種類をいう。この場合において、同項第八号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第二条第六項に規定する引受人をいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十六　仮目論見書　目論見書のうち、法第十三条第三項の規定によるものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第四項の規定による通知書をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。

二十　臨時報告書　法第二十四条の五第二項に規定する臨時報告書をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、当該提出会社とその子会社との連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書（連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表提出会社の連結決算日（当該連結財務諸表提出会社の事業年度の末日とし、当該末日が年に二回以上ある場合には、これらのうち当該連結財務諸表提出会社の定めるいずれかの日）の前連結決算日の翌日から当該連結決算日までの期間をいう。

二十三　内国会社　第一号イ又はロに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十四　外国会社　第一号ハに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社をいう。

二十五の二　議決権　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社をいい、法第二十四条第一項ただし書の規定により大蔵大臣の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

三十　算式表示　有価証券の発行価格又は売出価格を、一の有価証券市場の一の日における最終価格等に一定率を乗ずる方式を用いて表示することをいう。

（改正前）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるものをいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第六号に掲げるもの

ハ　同条第一項第八号に掲げるものであつて、同項第四号、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの（外国投資信託証券の募集又は売出しの届出等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第七十八号）第一条に規定する外国投資信託証券を除く。）

二　有価証券の種類　法第二条第一項に規定する有価証券の種類をいう。この場合において、同項第八号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第二条第六項に規定する引受人をいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十六　仮目論見書　目論見書のうち、法第十三条第三項の規定によるものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第四項の規定による通知書をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。

二十　臨時報告書　法第二十四条の五第二項に規定する臨時報告書をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、当該提出会社とその子会社との連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書（連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表提出会社の連結決算日（当該連結財務諸表提出会社の事業年度の末日とし、当該末日が年に二回以上ある場合には、これらのうち当該連結財務諸表提出会社の定めるいずれかの日）の前連結決算日の翌日から当該連結決算日までの期間をいう。

二十三　内国会社　第一号イ又はロに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十四　外国会社　第一号ハに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社をいう。

二十五の二　議決権　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社をいい、法第二十四条第一項ただし書の規定により大蔵大臣の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

（三十　新設）

【昭和58年4月15日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和57年12月20日 省令第64号】 （改正なし）

【昭和57年9月21日 省令第50号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるものをいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第六号に掲げるもの

ハ　同条第一項第八号に掲げるものであつて、同項第四号、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの（外国投資信託証券の募集又は売出しの届出等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第七十八号）第一条に規定する外国投資信託証券を除く。）

二　有価証券の種類　法第二条第一項に規定する有価証券の種類をいう。この場合において、同項第八号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第二条第六項に規定する引受人をいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十六　仮目論見書　目論見書のうち、法第十三条第三項の規定によるものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第四項の規定による通知書をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。

二十　臨時報告書　法第二十四条の五第二項に規定する臨時報告書をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、当該提出会社とその子会社との連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書（連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表提出会社の連結決算日（当該連結財務諸表提出会社の事業年度の末日とし、当該末日が年に二回以上ある場合には、これらのうち当該連結財務諸表提出会社の定めるいずれかの日）の前連結決算日の翌日から当該連結決算日までの期間をいう。

二十三　内国会社　第一号イ又はロに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十四　外国会社　第一号ハに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社をいう。

二十五の二　議決権　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する議決権をいう。

二十六　親会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社をいい、法第二十四条第一項ただし書の規定により大蔵大臣の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

（改正前）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるものをいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第六号に掲げるもの

ハ　同条第一項第八号に掲げるものであつて、同項第四号、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの（外国投資信託証券の募集又は売出しの届出等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第七十八号）第一条に規定する外国投資信託証券を除く。）

二　有価証券の種類　法第二条第一項に規定する有価証券の種類をいう。この場合において、同項第八号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第二条第六項に規定する引受人をいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十六　仮目論見書　目論見書のうち、法第十三条第三項の規定によるものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第四項の規定による通知書をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。

二十　臨時報告書　法第二十四条の五第二項に規定する臨時報告書をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、当該提出会社とその子会社との連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書（連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表提出会社の連結決算日（当該連結財務諸表提出会社の事業年度の末日とし、当該末日が年に二回以上ある場合には、これらのうち当該連結財務諸表提出会社の定めるいずれかの日）の前連結決算日の翌日から当該連結決算日までの期間をいう。

二十三　内国会社　第一号イ又はロに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十四　外国会社　第一号ハに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社をいう。

（二十五の二　新設）

二十六　親会社　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社をいい、法第二十四条第一項ただし書の規定により大蔵大臣の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

【昭和56年9月25日 省令第43号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるものをいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第六号に掲げるもの

ハ　同条第一項第八号に掲げるものであつて、同項第四号、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの（外国投資信託証券の募集又は売出しの届出等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第七十八号）第一条に規定する外国投資信託証券を除く。）

二　有価証券の種類　法第二条第一項に規定する有価証券の種類をいう。この場合において、同項第八号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保付社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を付された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五の二　新株引受権証券　法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

六の二　新株引受権付社債券　社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二　新株引受権付社債　新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第二条第六項に規定する引受人をいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十六　仮目論見書　目論見書のうち、法第十三条第三項の規定によるものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第四項の規定による通知書をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。

二十　臨時報告書　法第二十四条の五第二項に規定する臨時報告書をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、当該提出会社とその子会社との連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書（連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表提出会社の連結決算日（当該連結財務諸表提出会社の事業年度の末日とし、当該末日が年に二回以上ある場合には、これらのうち当該連結財務諸表提出会社の定めるいずれかの日）の前連結決算日の翌日から当該連結決算日までの期間をいう。

二十三　内国会社　第一号イ又はロに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十四　外国会社　第一号ハに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社をいう。

二十六　親会社　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社をいい、法第二十四条第一項ただし書の規定により大蔵大臣の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

（改正前）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるものをいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第六号に掲げるもの

ハ　同条第一項第八号に掲げるものであつて、同項第四号、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの（外国投資信託証券の募集又は売出しの届出等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第七十八号）第一条に規定する外国投資信託証券を除く。）

二　有価証券の種類　法第二条第一項に規定する有価証券の種類をいう。この場合において、同項第八号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保附社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を附された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書をいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

（五の二　新設）

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

（六の二　新設）

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

（九の二　新設）

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第二条第六項に規定する引受人をいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十六　仮目論見書　目論見書のうち、法第十三条第三項の規定によるものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第四項の規定による通知書をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。

二十　臨時報告書　法第二十四条の五第二項に規定する臨時報告書をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、当該提出会社とその子会社との連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書（連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表提出会社の連結決算日（当該連結財務諸表提出会社の事業年度の末日とし、当該末日が年に二回以上ある場合には、これらのうち当該連結財務諸表提出会社の定めるいずれかの日）の前連結決算日の翌日から当該連結決算日までの期間をいう。

二十三　内国会社　第一号イ又はロに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十四　外国会社　第一号ハに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社をいう。

二十六　親会社　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社をいい、法第二十四条第一項ただし書の規定により大蔵大臣の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

【昭和56年3月20日 省令第3号】 （改正なし）

【昭和55年11月15日 省令第44号】 （改正なし）

【昭和54年3月22日 省令第6号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるものをいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第六号に掲げるもの

ハ　同条第一項第八号に掲げるものであつて、同項第四号、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの（外国投資信託証券の募集又は売出しの届出等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第七十八号）第一条に規定する外国投資信託証券を除く。）

二　有価証券の種類　法第二条第一項に規定する有価証券の種類をいう。この場合において、同項第八号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保附社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を附された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書をいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第二条第六項に規定する引受人をいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十六　仮目論見書　目論見書のうち、法第十三条第三項の規定によるものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第四項の規定による通知書をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。

二十　臨時報告書　法第二十四条の五第二項に規定する臨時報告書をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、当該提出会社とその子会社との連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書（連結損益及び剰余金結合計算書を作成しているときには、連結貸借対照表及び連結損益及び剰余金結合計算書）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した大蔵大臣が認める財務計算に関する書類をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表提出会社の連結決算日（当該連結財務諸表提出会社の事業年度の末日とし、当該末日が年に二回以上ある場合には、これらのうち当該連結財務諸表提出会社の定めるいずれかの日）の前連結決算日の翌日から当該連結決算日までの期間をいう。

二十三　内国会社　第一号イ又はロに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十四　外国会社　第一号ハに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社をいう。

二十六　親会社　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社をいい、法第二十四条第一項ただし書の規定により大蔵大臣の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

（改正前）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるものをいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第六号に掲げるもの

ハ　同条第一項第八号に掲げるものであつて、同項第四号、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの（外国投資信託証券の募集又は売出しの届出等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第七十八号）第一条に規定する外国投資信託証券を除く。）

二　有価証券の種類　法第二条第一項に規定する有価証券の種類をいう。この場合において、同項第八号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保附社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を附された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書をいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第二条第六項に規定する引受人をいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十六　仮目論見書　目論見書のうち、法第十三条第三項の規定によるものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第四項の規定による通知書をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。

二十　臨時報告書　法第二十四条の五第二項に規定する臨時報告書をいう。

二十一　連結財務諸表　　提出会社とその子会社との連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書（連結損益及び剰余金結合計算書を作成している場合には、連結貸借対照表並びに連結損益及び剰余金結合計算書）をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　内国会社　第一号イ又はロに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十四　外国会社　第一号ハに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社をいう。

二十六　親会社　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社をいい、法第二十四条第一項ただし書の規定により大蔵大臣の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

（　新設）

【昭和54年2月15日 省令第2号】 （改正なし）

【昭和53年12月20日 省令第65号】 （改正なし）

【昭和52年8月30日 省令第40号】 （改正なし）

【昭和52年6月2日 省令第24号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるものをいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第六号に掲げるもの

ハ　同条第一項第八号に掲げるものであつて、同項第四号、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの（外国投資信託証券の募集又は売出しの届出等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第七十八号）第一条に規定する外国投資信託証券を除く。）

二　有価証券の種類　法第二条第一項に規定する有価証券の種類をいう。この場合において、同項第八号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

三の二　担保附社債券　法第二条第一項第四号に掲げるもののうち、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第四条第一項各号に掲げる物上担保を附された社債券をいう。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書をいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第二条第六項に規定する引受人をいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十六　仮目論見書　目論見書のうち、法第十三条第三項の規定によるものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第四項の規定による通知書をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。

二十　臨時報告書　法第二十四条の五第二項に規定する臨時報告書をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社とその子会社との連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書（連結損益及び剰余金結合計算書を作成している場合には、連結貸借対照表並びに連結損益及び剰余金結合計算書）をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　内国会社　第一号イ又はロに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十四　外国会社　第一号ハに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社をいう。

二十六　親会社　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社をいい、法第二十四条第一項ただし書の規定により大蔵大臣の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

（改正前）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるものをいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第六号に掲げるもの

ハ　同条第一項第八号に掲げるものであつて、同項第四号、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの（外国投資信託証券の募集又は売出しの届出等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第七十八号）第一条に規定する外国投資信託証券を除く。）

二　有価証券の種類　法第二条第一項に規定する有価証券の種類をいう。この場合において、同項第八号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

（三の二　新設）

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書をいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第二条第六項に規定する引受人をいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十六　仮目論見書　目論見書のうち、法第十三条第三項の規定によるものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第四項の規定による通知書をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。

二十　臨時報告書　法第二十四条の五第二項に規定する臨時報告書をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社とその子会社との連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書（連結損益及び剰余金結合計算書を作成している場合には、連結貸借対照表並びに連結損益及び剰余金結合計算書）をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　内国会社　第一号イ又はロに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十四　外国会社　第一号ハに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社をいう。

二十六　親会社　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社をいい、法第二十四条第一項ただし書の規定により大蔵大臣の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

【昭和51年10月30日 省令第30号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるものをいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第六号に掲げるもの

ハ　同条第一項第八号に掲げるものであつて、同項第四号、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの（外国投資信託証券の募集又は売出しの届出等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第七十八号）第一条に規定する外国投資信託証券を除く。）

二　有価証券の種類　法第二条第一項に規定する有価証券の種類をいう。この場合において、同項第八号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書をいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第二条第六項に規定する引受人をいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十六　仮目論見書　目論見書のうち、法第十三条第三項の規定によるものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第四項の規定による通知書をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。

二十　臨時報告書　法第二十四条の五第二項に規定する臨時報告書をいう。

二十一　連結財務諸表　提出会社とその子会社との連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書（連結損益及び剰余金結合計算書を作成している場合には、連結貸借対照表並びに連結損益及び剰余金結合計算書）をいう。

二十二　連結会計年度　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。

二十三　内国会社　第一号イ又はロに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十四　外国会社　第一号ハに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十五　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社をいう。

二十六　親会社　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいう。

二十七　子会社　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十八　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社をいい、法第二十四条第一項ただし書の規定により大蔵大臣の承認を受けたものを除く。

二十九　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

（改正前）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるものをいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第六号に掲げるもの

ハ　同条第一項第八号に掲げるものであつて、同項第四号、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの（外国投資信託証券の募集又は売出しの届出等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第七十八号）第一条に規定する外国投資信託証券を除く。）

二　有価証券の種類　法第二条第一項に規定する有価証券の種類をいう。この場合において、同項第八号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書をいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第二条第六項に規定する引受人をいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十六　仮目論見書　目論見書のうち、法第十三条第三項の規定によるものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第四項の規定による通知書をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。

二十　臨時報告書　法第二十四条の五第二項に規定する臨時報告書をいう。

（二十一、二十二　新設）

二十一　内国会社　第一号イ又はロに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十二　外国会社　第一号ハに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十三　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社をいう。

二十四　親会社　提出会社の発行済株式総数の二分の一を超える株式を所有する会社をいう。

二十五　子会社　提出会社に発行済株式総数の二分の一を超える株式を所有されている会社をいう。

二十六　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社をいい、法第二十四条第一項ただし書の規定により大蔵大臣の承認を受けたものを除く。

二十七　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

【昭和50年6月23日 省令第27号】 （改正なし）

【昭和49年9月28日 省令第55号】 （改正なし）

【昭和49年3月23日 省令第15号】

（改正後）

（定義）

**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　有価証券　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券のうち、次に掲げるものをいう。

イ　同条第一項第四号に掲げるもの

ロ　同条第一項第六号に掲げるもの

ハ　同条第一項第八号に掲げるものであつて、同項第四号、第六号又は第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの（外国投資信託証券の募集又は売出しの届出等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第七十八号）第一条に規定する外国投資信託証券を除く。）

二　有価証券の種類　法第二条第一項に規定する有価証券の種類をいう。この場合において、同項第八号に掲げる有価証券については、その性質の異なるごとに異なる種類とする。

三　社債券　法第二条第一項第四号に掲げるものをいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

四　株券　法第二条第一項第六号に掲げる株券をいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

五　新株引受権証書　法第二条第一項第六号に掲げる証書をいい、同項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。

六　転換社債券　社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。

七　株式　株券に表示されるべき権利をいう。

八　社債　社債券に表示されるべき権利をいう。

九　転換社債　転換社債券に表示されるべき権利をいう。

十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。

十二　発行者　法第二条第五項に規定する発行者をいう。

十三　引受人　法第二条第六項に規定する引受人をいう。

十四　有価証券届出書　法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいう。

十五　目論見書　法第二条第十項に規定するによる目論見書をいう。

十六　仮目論見書　目論見書のうち、法第十三条第三項の規定によるものをいう。

十七　有価証券通知書　法第四条第四項の規定による通知書をいう。

十八　有価証券報告書　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

十九　半期報告書　法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。

二十　臨時報告書　法第二十四条の五第二項に規定する臨時報告書をいう。

二十一　内国会社　第一号イ又はロに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十二　外国会社　第一号ハに掲げる有価証券の発行者をいう。

二十三　提出会社　第十四号及び第十七号から第二十号までに掲げる書類を提出する会社をいう。

二十四　親会社　提出会社の発行済株式総数の二分の一を超える株式を所有する会社をいう。

二十五　子会社　提出会社に発行済株式総数の二分の一を超える株式を所有されている会社をいう。

二十六　継続開示会社　有価証券届出書を提出しようとする会社のうち、当該提出に日前に有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社をいい、法第二十四条第一項ただし書の規定により大蔵大臣の承認を受けたものを除く。

二十七　証券取引所　法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する「本邦」をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。

（改正前）

（この省令の適用を受ける有価証券）

**第一条**　この省令の適用を受ける有価証券は、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に掲げる有価証券のうち次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第四号又は第六号に掲げる有価証券

二　法第二条第一項第八号に掲げる有価証券で同項第四号、第六号又は第七号に掲げるものの性質を有する有価証券（外国投資信託証券の募集又は売出しの届出等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第七十八号）第一条に規定する外国投資信託証券を除く。）

三　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券

（二～二十七　新設）

【昭和48年1月30日 省令第5号】

（この省令の適用を受ける有価証券）

**第一条**　この省令の適用を受ける有価証券は、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に掲げる有価証券のうち次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第四号又は第六号に掲げる有価証券

二　法第二条第一項第八号に掲げる有価証券で同項第四号、第六号又は第七号に掲げるものの性質を有する有価証券（外国投資信託証券の募集又は売出しの届出等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第七十八号）第一条に規定する外国投資信託証券を除く。）

三　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券